

(児童発達支援管理責任者②)

問96 児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者であって、実務経験の新要件を満たしていない者が、実務経験を積んで新要件を満たすこととなった場合、再度研修を受講する必要があるのか。

(答)

再度研修を受講する必要はなく、実務経験を満たすことにより、改めて児童発達支援管理責任者として配置することが可能となる。

(児童発達支援管理責任者③)

問97 児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了する平成 30 年 4 月 1 日以降、実務経験の新要件を満たしていない者が計画を作成した場合は計画未作成減算の対象となるのか。また、平成 30 年 3 月 31 日以前に経過措置対象者が作成した計画についても 4 月 1 日以降は計画未作成として取り扱うのか。

(答)

実務経験の新要件を満たしていない者が平成 30 年 4 月 1 日以降に作成した計画については、計画未作成減算の対象となる。

また、平成 30 年 3 月 31 日以前に経過措置対象者が作成した計画については、計画を見直すまでの間（計画の見直しは少なくとも 6 月に 1 回以上必要）は減算の対象にはならない。

(2) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）

(居宅訪問型児童発達支援①)

問98 インフルエンザ等の感染症流行期においてのみ外出が著しく困難となる場合にも、対象となるのか。

(答)

感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い場合においては対象となり得るが、医師の意見等に基づき個別に判断されたい。

(居宅訪問型児童発達支援②)

問99 児童発達支援等の通所施設への移行のため、児童発達支援事業所に通う際に居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員が付き添った場合に、報酬は児童発達支援事業所と居宅訪問型児童発達支援事業所の双方が算定可能か。

(答)

居宅訪問型児童発達支援については、居宅において支援を提供した場合に算定するものであるため、この場合は児童発達支援事業所のみ算定できる。なお、居宅訪問型児童発達支援事業所は、通所施設移行支援加算の算定は可能である。

(居宅訪問型児童発達支援③)

問100 居宅訪問型児童発達支援の職員は、兼務は可能か。

(答)

保育所等訪問支援同様、同一人物が指定基準上必要となる職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められないが、それ以外の形態は可能である。

多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能である。

(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）

(看護職員加配加算①)

問101 医療的ケアに関する判定スコアについては、誰が判定するのか。

(答)

各事業所が判定するものであるが、医師の診断書等の客観的な判断がなされた書類を整える必要があり、書類がない場合においては算定対象となる該当児には含まれない。

(看護職員加配加算②)

問102 看護職員加配加算については、医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児にのみ加算されるのか。

(答)

医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児に限らず、当該事業所を利用する障害児全員に加算される。

(看護職員加配加算③)

問103 主に重心を支援する児童発達支援等と生活介護の多機能型において、児童発達支援の報酬における看護職員加配加算の算定要件となる障害児の数について、障害者の数を合算してもよいか。

(答)

主に重心を支援する児童発達支援等と生活介護の多機能型において、一体的な運用がされており、利用定員も合算している場合においては、障害児と障害者の数を合算しても差し支えない。

(自己評価結果等未公表減算)

問104 自己評価結果等の公表状況についてはどのように行うのか。

(答)

自己評価結果等の公表は、インターネットの利用その他の方法により広く公表されるものであるが、事業所からはその公表方法等についても届出をさせて確認をし、届出がない場合に減算を適用すること。

なお、公表方法等については、平成 30 年 4 月 1 日から施行される障害福祉サービス等情報公表制度を活用して確認しても差し支えない。

(共生型サービス)

問105 介護保険の通所介護（デイサービス）と放課後等デイサービスの時間帯を分けて提供することは共生型サービスになるのか。

(答)

共生型サービスは、多様な利用者に対して、共に活動することでリハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、同じ場所で同時に提供することを想定していることから、時間帯を分けて提供することはできない。

(共生型サービス体制強化加算)

問106 共生型サービス体制強化加算については、児童発達支援管理責任者や保育士又は児童指導員を加配した場合に算定できるのか。

(答)

共生型サービス体制強化加算については、必ずしも児童発達支援管理責任者等を加配する必要はなく、通所介護（デイサービス）に必要な人員のうち、それぞれの資格要件を満たしている職員が配置されている場合に加算される。

なお、保育士等であって児童発達支援管理責任者の資格要件も満たしている者については、通所報酬告示第1の1の注11（第3の1の注11）のロ又はハを算定するものであり、イを算定するものではない。

(基準該当通所支援事業所の基本報酬)

問107 基準該当通所支援事業所の基本報酬区分が設けられたが、(Ⅰ)と(Ⅱ)の違いは何か。

(答)

(Ⅱ)を算定する「みなし基準該当通所支援事業所」については、介護保険法令に基づく通所介護等の指定をもって、児童発達支援等の指定を受けたとみなすものあり、児童発達支援管理責任者の配置が求められていない。

(事業所内相談支援加算)

問108 事業所内相談支援加算について、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能となったが、障害児の同席は不要なのか。

(答)

障害児本人が同席することが好ましいが、障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために、障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能としたものである。

なお、障害児が支援を受けている時間帯に相談支援を行う場合、相談支援を行う職員については、支援の単位ごとに必要な児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者には含まれないものであるため、相談支援を行う職員以外で支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL.1 (平 27. 3. 31) 問 62

(欠席時対応加算)

問109 例えば、A事業所を欠席した障害児が、同日にB事業所に通所した場合において、A事業所は欠席時対応加算を算定できるのか。また、B事業所は基本報酬等を算定できるのか。

(答)

欠席時対応加算の算定要件は、急病等により利用を中止する場合であって、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。

このため、利用者の連絡漏れ等により、急遽利用中止となった場合は、A事業所は欠席時対応加算の算定はできない。

なお、B事業所については、基本報酬等について算定できる。

(特別支援加算)

問110 児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合、特別支援加算の算定はできるのか。

(答)

児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合については、理学療法士等の配置及び配置された職員による専門的な支援を当該加算において報酬上評価をしていることから、特別支援加算の算定はできない。

なお、同様の理由から、主として難聴児や重症心身障害児を通わせる施設等については、人員配置基準上配置することとされている機能訓練担当職員と職種が重複する場合においては、特別支援加算の算定はできない。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (平 24. 8. 31)

問 104

(強度行動障害児支援加算)

問111 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児について、どのように判断するのか。

(答)

強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児については、通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断することになるが、判断に当たっては、児童相談所、障害児相談支援事業所及び障害児が通っている事業所等に意見を聴取するなどにより、当該障害児の状態を確認されたい。

(医療連携体制加算)

問112 これまで、事業所等に雇用された看護職員が当該事業所等の障害児に対し喀痰吸引等を行った場合、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定が可能であったが、看護職員加配加算により加配した看護職員が喀痰吸引等を行った場合においても、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定はできるのか。

(答)

看護職員加配加算を算定している場合、当該加算により看護職員の配置及び看護職員による医療的ケアの提供を報酬上評価していることから、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定はできない。

なお、看護職員加配加算を算定していない場合は、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定はできる。

(保育・教育等移行加算)

問113 保育・教育等移行加算について、1度退所した障害児がやむを得ない事情により同じ児童発達支援事業所等に通所し、再度移行支援を行って保育所等に通うこととなった場合にも、保育・教育等移行加算の算定はできるのか。

(答)

保育・教育等移行加算については、同一の事業所において、同一の障害児に対して1度に限り算定できるものであり、何度も算定することはできない。

(機能訓練担当職員の配置)

問114 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいか。

(答)

重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がいないことは想定されない。

なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

(医療型児童発達支援)

問115 医療型児童発達支援について、へき地であるため常勤の医師の確保が困難である場合に、非常勤医師の配置でも差し支えないか。

(答)

医療型児童発達支援の人員配置基準においては、「医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数」としており、診療所における医師の配置については非常勤でも可能である（管理者たる医師を除く）と承知している。

なお、診療報酬における障害児リハビリテーション料の施設基準については、これまで、専任の常勤医師が1名以上勤務していること等を要件としていたが、平成30年度診療報酬改定において、週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とされたので、ご承知おきいただきたい。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分①)

問116 放課後等デイサービスの基本報酬区分を判断するための指標にある状態はどのように確認をすればよいか。

(答)

放課後等デイサービスの指標について、その項目は障害支援区分から準用していることから、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」などを活用し、支給決定等の際の勘案事項の聴き取り時等において確認すること。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分②)

問117 年度の途中で、指標該当の障害児の割合が変更した場合、割合が変わるたび体制届けを提出することになるのか。また、割合の変更に伴い、基本報酬の区分を変更することは可能か。

(答)

放課後等デイサービスの基本報酬区分については、前年度の実績に基づき判断することとしているため、増改築等の事由を除き、1年間（4月1日から3月31日まで）適用すること。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分③)

問118 受給者証の更新等に伴い、指標該当の有無に変更があった場合、その適用は遡る必要はあるのか。

例えば、6月1日に指標該当なしから該当ありになった場合、5月31日以前も該当ありとして取り扱うのか。

(答)

指標に該当しているかどうかは、当該障害児が利用した日時点で判断し、遡って適用することはしない。

事例については、5月31日以前は指標に該当する障害児にはあたらないとして算出することになる。

(4) 障害児入所支援

(みなし規定に係る報酬の取扱い)

問119 障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなすなどのいわゆる「みなし規定」について、福祉型は平成33年3月31日まで延長し、医療型は恒久化した。報酬の取扱いに変更はあるのか。

(答)

報酬の取扱いについては、平成30年障害福祉サービス等報酬改定においては、特段変更はなく、現行どおりの取扱いとなる。

(地域移行加算)

問120 地域移行加算については、福祉型障害児入所施設のみ、他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能となったが、その趣旨如何。

(答)

福祉型障害児入所施設においては、「みなし規定」の適用を平成33年3月31日までとしており、その期限までに入所中の過齢児をグループホーム等への地域移行又は障害者入所施設等への入所を行う必要があるため、福祉型障害児入所施

設にのみ他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能とした。ただし、留意事項通知に示したとおり、当該取扱いは平成33年3月31日までの措置である。